

(平成21年9月9日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認長野地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	7 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	6 件

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年9月  
② 昭和42年10月から47年3月まで

私の国民年金保険料については、嫁ぎ先の義母が隣組の集金により納付してくれていたはずであるにもかかわらず、申立期間①が未加入、申立期間②が未納とされているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、社会保険事務所の特殊台帳（マイクロフィルム）により、昭和43年2月に、41年1月から同年12月までの国民年金保険料が厚生年金保険の被保険者期間との重複により還付されていることが確認できるが、同期間のうち、41年9月（申立期間①）については、厚生年金保険の被保険者期間ではなく、申立人は国民年金の強制被保険者であり、社会保険庁の記録を前提としても、事実と異なる資格喪失手続により還付手続が行われたことが認められることから、申立期間①の保険料は納付されていたものと考えられる。

2 一方、申立期間②については、市の国民年金被保険者名簿により、申立人は昭和47年11月17日に、42年10月27日にさかのぼって国民年金の被保険者資格を取得したことが確認できることから、申立期間②当時は国民年金に未加入であったことが確認でき、隣組の集金により納付していたとは考え難い。

また、申立人は、「申立期間に係る私の国民年金については、義母がすべてやってくれたので、私は全く分からない。」としている上、その義母

は既に他界しており、加入及び納付の状況が不明である。

さらに、申立人が申立期間②について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間②の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和41年9月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 長野国民年金 事案 609

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月から46年3月まで

私の国民年金保険料については、20歳の時から1年間は経済的に大変だったので納付しなかったが、昭和38年10月からは、町の納税組合を通じてすべて納付していたにもかかわらず、申立期間が未納とされているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は6か月と短期間である上、申立人は、21歳になった昭和38年\*月から60歳に至るまでの国民年金保険料について、申立期間及び厚生年金保険被保険者期間（平成5年2月）を除きすべて納付しているとともに、12年4月以降については前納しているなど、申立人は年金制度をよく理解し、納付意識は高かったと認められる。

また、申立人は、「20歳の時から1年間の国民年金保険料については、経済的に大変だったので納付しておらず、この未納は承知している。」と述べており、申立内容には信<sup>びょう</sup>憑性がある。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②及び③について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A局B事業所における資格取得日に係る記録を昭和32年4月23日に、資格喪失日に係る記録を同年12月26日に訂正し、A局C署における資格取得日に係る記録を昭和32年12月26日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められ、申立期間③の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和12年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和31年7月1日から同年12月28日まで  
② 昭和32年4月23日から同年12月26日まで  
③ 昭和32年12月26日から33年2月1日まで

申立期間①及び②については、A局B事業所に勤務していたにもかかわらず厚生年金保険の記録が無く、申立期間③についても、A局C署に継続して勤務していたにもかかわらず昭和33年2月1日が厚生年金保険の資格取得日となっている。

申立期間①、②及び③について、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②及び③については、申立人が提出したD庁作成の人事記録、元上司の証言及び元同僚の証言により、申立人が、申立期間②にA局B事業所において常用の治山工として勤務し、申立期間③にA局C署に臨時月雇用の指導員として勤務していたことが確認できる。

また、申立期間当時の元同僚で、かつA局E署労務課厚生係の元職員は、「社会保険事務所の指導により、2か月以上の雇用の見込みのある職員に

については、厚生年金保険の被保険者資格を取得させていた。」と証言しているところ、申立人と勤務形態が同様である複数の元同僚が、厚生年金保険の被保険者資格を取得している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間②及び③について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②及び③の標準報酬月額については、昭和33年2月の社会保険事務所の記録及び31年9月の健康保険の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主（A局の後継機関であるF局）は不明としているが、申立期間②については、仮に事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届も提出されているにもかかわらず、いずれの機会においても、社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から当該社会保険事務所への資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所の申立人に係る申立期間②の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間③については、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立どおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間①については、申立人が提出したD庁作成の人事記録、元上司の証言及び元同僚の証言により、申立人が申立期間①にA局B事業所において臨時月雇用のG職として勤務していたことが確認できる。

しかし、社会保険事務所の記録によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立期間後の昭和32年1月1日（健康保険については30年5月1日から適用）であることが確認できる上、申立人の厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情が無く、このほか、厚生年金保険料を控除されていた事実をうかがわせる事情も見当たらないことから、申立人が、申立期間①に係る保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年10月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月から50年3月まで

昭和46年10月に転居した際、市役所で転入手続のほか、国民年金や国民健康保険等の手続もすべて行ったはずであり、また、当時は収入が最も安定していた時期なので国民年金保険料を納付できないことはなく、申立期間が未納とされているのは納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の加入時期から、申立人は昭和51年11月ごろに国民年金の加入手続を行ったことが確認できるとともに、社会保険事務所の特殊台帳（マイクロフィルム）により、46年10月にさかのぼって国民年金の被保険者資格を取得していることが確認でき、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、国民年金の加入手続については、「昭和46年10月の転居の際に行った。」と主張しているものの、申立期間に係る国民年金保険料の納付については、その記憶は無く、納付の状況が不明である。

さらに、申立人が国民年金の加入手続を行ったと推測される昭和51年11月の時点において、申立期間のうち、46年10月から49年9月までの国民年金保険料については、時効により過年度納付することができない上、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

なお、申立人は、昭和50年1月から51年3月までの国民年金保険料に係る領収印の押されていない納付書兼領収証書を所持している一方、同期間の

うち、50年4月から51年3月までの保険料が納付済みとなっていることを根拠に、社会保険庁の記録には誤りがあり、申立期間も納付済みの間違いではないかと主張しているが、当該納付済期間については、申立人が所持している納付書兼領収証書によってしか納付できないわけではないため、別の納付書によって納付されたことが考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月 8 日から 47 年 3 月 26 日まで  
板前の修業のため、親戚であるA町の寿司屋「B」の社長の紹介で、CのD社が経営する「寿司屋のE」F店及びG店に、板前見習として昭和 44 年 9 月から 47 年 3 月まで勤務したが、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

D社が経営する「寿司屋のE」の元上司及び申立人を当該事業所で板前修業させたH社の会長の証言により、申立人が申立てに係る「寿司屋のE」に勤務していたことは推認できるものの、勤務期間を特定するまでの具体的な証言が得られない。

また、D社の社長は、「申立期間当時の事務担当社員は既に退職しており、申立人のことは何も分からない。」と証言しており、申立人が厚生年金保険料を控除されていた事実をうかがわせる証言は得られなかった。

さらに、雇用保険の加入記録では、申立人は、昭和 45 年 4 月 7 日にD社を離職しており、その離職日の翌日が、社会保険事務所に記録された申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日と一致している。

加えて、D社では、当時の関係資料(人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等)は既に廃棄され保管されておらず、このほか、申立期間について申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年1月から25年7月まで

A県B高等学校定時制課程に在学中であった昭和24年1月から26年9月半ばぐらいまで、C社に勤務していた。25年8月から26年8月までの期間に係る厚生年金保険の被保険者記録はあるにもかかわらず、申立期間に係る記録が無い。当該期間においても給与から厚生年金保険料が控除されていたはずなので、被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたC社の元同僚及びA県B高等学校定時制課程における元同級生の証言により、申立人が、申立期間当時、当該事業所に勤務していたことは推認できるものの、勤務期間を特定するまでの具体的な証言が得られない。

また、申立人が入社する数か月前までC社に勤務していた元社員が、「当時の社会保険事務は適切に行われていなかったのではないかと思います。」と証言している上、社会保険事務所の記録によると、入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得していない者が複数名確認できることから、当該事業所では、申立期間当時は社員全員について入社後すぐに厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかった状況がうかがえる。

さらに、当該事業所の後継会社であるD社は、申立期間に係る関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）を保管していない上、このほか、申立期間について、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 14 年 1 月 1 日から同年 9 月 30 日まで  
② 平成 14 年 9 月 30 日から 16 年 10 月 1 日まで

申立期間①については、標準報酬月額が 50 万円から 28 万円に訂正され、また、申立期間②については、継続して勤務していたにもかかわらず厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間①及び②当時、社会保険事務や経理事務は元妻に任せており、訂正処理が行われたことは知らなかったため、適正な記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人が代表取締役を務めていたA社は、平成 14 年 9 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所を全喪しており、その後の同年 10 月 2 日付けで、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額の記録が 50 万円から 28 万円に訂正されていることが確認できる。申立人は、「社会保険事務や経理事務は元妻に任せており、標準報酬月額の引下げや資格喪失に関することは、自分は知らなかったし、厚生年金保険料の滞納も無かった。」と主張している。

しかし、社会保険事務所で保管されているA社に係る「徴収決定済額修正票」及び「過誤納額調査決定決議書並びに過誤納額処理伺」により、当該事業所は、平成 14 年 6 月から 8 月分の厚生年金保険料が未払いであったことが推認できる。

また、当該事業所が、申立人を含む取締役 2 名の標準報酬月額を引き下げた結果、厚生年金保険料の未払い金は相殺され、社判及び社印が押印された

保険料等還付請求書により、平成 15 年 1 月 6 日付けで還付金が当該事業所の口座に入金されていることが確認できる。

さらに、申立期間①の当時、社会保険事務や経理事務を担当していた元妻は、「自分が社会保険事務所の職員と話した記憶及び遡<sup>そきゅう</sup>及して標準報酬月額を引き下げた記憶は無いが、たとえ社会保険事務所からその話があっても自分の一存ではできなかつた。保険料等還付請求書に社判、社印が押してあればおそらく自分がしたのだと思うが、社判及び社印は社長の机にあつて、使うときは社長に断つて使つていた。」と証言していることから、申立人の標準報酬月額の引下げに関する行為は、当該事業所の業務として行ったものであると認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、当該事業所の業務執行責任を負っている代表取締役として、当該事業所の業務としてなされた当該行為に対し責任を負うべき立場にあり、当該行為の結果である訂正処理の無効を主張することは、信義則上許されず、申立人の申立期間①における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

申立期間②については、A社の税理事務関係を委託されていた税理士から提出された申立人の「平成 14 年分所得税源泉徴収簿」により、申立人は、平成 14 年 10 月以降の給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる上、このほか、当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間②に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 11 月 1 日から 7 年 6 月 30 日まで

社会保険事務所の訪問調査で、A社の全喪後に、平成 6 年 11 月から 7 年 5 月までの標準報酬月額が 59 万円から 9 万 8,000 円に引き下げられていることが分かった。

私は事業主だったが、自分では記録訂正の届出は行っておらず納得できない。

申立期間の標準報酬月額を遡及訂正前の標準報酬月額に訂正してもらいたい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録において、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成 7 年 6 月 30 日）の後の同年 8 月 10 日付けで、6 年 11 月 1 日にさかのぼって 59 万円から 9 万 8,000 円に減額されていることが確認できる。

しかしながら、商業登記簿によると、申立人は、申立期間及びその前後の期間において当該事業所の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、標準報酬月額<sup>そきゅう</sup>の遡及訂正処理については、そのような届出を行った覚えは無いと主張しているものの、平成 7 年 4 月及び 5 月分の厚生年金保険料等を滞納していた事実及び同年 6 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所を全喪する旨の届出を行った事実を認めている。

さらに、社会保険事務所が保管する滞納処分票によると、申立人が社会保険事務所から保険料の納付を要請され、納付方法等について両方で協議していた経緯が確認できることから、社会保険事務所が、代表取締役かつ協議の当事者であった申立人の同意を得ずに、標準報酬月額<sup>そきゅう</sup>の遡及訂正処理を行っ

たとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、当該事業所の代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に関与しながら、当該標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは、信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 3 月 4 日から 10 年 1 月 1 日まで

年金記録を確認したところ、申立期間当時の標準報酬月額がA社から支給されていた給与と比べて低くなっている。同社に勤務していた時の給与は15万円と交通費であったので、申立期間に係る標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が保管する申立人に係る平成6年、8年、10年の源泉徴収票に記載されている給与賞与支払金額により、申立期間の報酬月額を推計したところ、6年3月から同年11月までの期間及び7年12月から8年11月までの期間に係る報酬月額については、社会保険事務所に記録されている申立人の標準報酬月額に見合う報酬月額を上回っていた可能性がうかがえる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額に基づく標準報酬月額に見合う保険料額の範囲内であることから、これらの額のいずれか低い方を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。当該源泉徴収票に記載されている保険料控除額を基に算定した標準報酬月額は、社会保険庁に記録されている申立人に係る標準報酬月額の記録と一致していることから、申立人は社会保険庁に記録されている当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、当該事業所は、当該源泉徴収票以外に申立人に係る資料は保管して

いない上、申立人は、申立内容を裏付ける給与明細書等を保管していないことから、申立てどおりの保険料控除がなされていた事実を確認することができない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 48 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 4 月 1 日から同年 10 月 21 日まで

社会保険事務所で厚生年金保険の加入状況を確認したところ、代表取締役として勤務したA社における被保険者期間のうち、平成 18 年 4 月 1 日から同年 10 月 21 日までの標準報酬月額の等級が下がっていることが判明した。

賃金台帳によれば、役員報酬は月額 40 万円であり、これに見合う厚生年金保険料を控除されていたので、標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録において、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成 18 年 10 月 21 日）より後の同年 10 月 25 日付けで、同年 4 月 1 日にさかのぼって 41 万円から 9 万 8,000 円に減額されていることが確認できる。

しかしながら、商業登記簿によると、申立人が申立期間当時、A社の代表取締役であったことが確認できる上、申立人は、「事業所の全喪手続時に、社会保険事務所の職員から、未納分の社会保険料がある旨を告げられ、自らの標準報酬月額を引き下げることにより、未納保険料を相殺することに同意した。」としている。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、当該事業所の代表取締役として、自らの標準報酬月額の減額処理に同意しながら、これを有効なものではないと主張することは、信義則上許されず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。